

復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の 「複数の選択肢」(地方税)

平成 23 年 9 月 20 日
税 制 調 査 会

1. 地方税における時限的な税制措置の考え方について

- 地方税は、各地方団体が当該地方団体における行政サービスを提供するために徴収するもの。この「受益と負担の関係」が地方税の最も根幹的な原則である。
- 一方で、今回の東日本大震災のような未曾有の国難に際しては、地方税においても財源確保を検討することが必要。
- よって、復旧・復興事業 19兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8兆円程度（推計））については、財源手当を国に依存するのではなく、地方税において復旧・復興のための時限的な税制上の措置を講じることで、地方団体自ら財源を確保することが考えられる。
- なお、23年度改正事項のうち、所得控除等の見直しに係る国税の増収分は子ども手当の給付額を上乗せする場合の財源に充てることとされていたが、地方税の増収分は5大臣合意（平成22年12月20日）において地方財源であるという性格にも鑑み国税と異なる対応とされていることに留意が必要。

2. 時限的な税制措置の「複数の選択肢」

<試算例(地方税)>

〔1〕 基幹税のうち個人住民税に負担を求める

- ・ 個人住民税均等割の税率を時限的に上げるとともに、23年度税制改正事項（個人住民税の所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円（平年度ベース））を復興財源に活用。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{個人住民税均等割の引上げ}} + \boxed{\text{個人住民税の所得控除等の見直しからの充当}} = \underline{\underline{0.8 \text{ 兆円}}} \\
 \left(\begin{array}{l} \text{①} 0.12 \text{ 兆円/年 (年 2,000 円)} \times 5 \text{ 年} = 0.6 \text{ 兆円} \\ \text{②} 0.06 \text{ 兆円/年 (年 1,000 円)} \times 10 \text{ 年} \end{array} \right) \quad \left(\begin{array}{l} 0.2 \text{ 兆円} \end{array} \right)
 \end{array}$$

【1A:個人住民税均等割の年 2,000 円引上げ、期間 5 年(集中復興期間の年数)】

個人住民税の所得控除等の見直しからの充当				
	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円
約0.12兆円	約0.12兆円	約0.12兆円	約0.12兆円	約0.12兆円
個人住民税均等割〔年2,000円増〕				
0.12兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.17兆円	0.17兆円

【1B:個人住民税均等割の年 1,000 円引上げ、期間 10 年(復興期間の年数)】

個人住民税の所得控除等の見直しからの充当									
	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円					
約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円	約0.06兆円
個人住民税均等割〔年1,000円増〕									
0.06兆円	0.11兆円	0.11兆円	0.11兆円	0.11兆円	0.06兆円	0.06兆円	0.06兆円	0.06兆円	0.06兆円
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度

- 税制措置については、以上の選択肢を参考とし、
 1. どの税目を
 2. いかなる税率で
 3. いつから
 4. どれだけの期間
 5. どのように組み合わせるかが議論のポイントとなる。

<「複数の選択肢」の提示に向けた留意点>

(1) 経済への配慮

- 臨時的な税制措置の規模を抑制するため、23年度税制改正（個人住民税の所得控除等の見直し）を活用する。

(2) 簡素かつ地方団体の自主性に配慮した税制

- 新たな税制措置は時限的な措置であることを念頭に置き、納税者や特別徴収義務者の負担などに配慮し、出来るだけ簡素な仕組みとする必要。
- 一方で、個人住民税均等割の案の場合は、地方団体が全国的な緊急防災・減災事業を行う場合、財源を歳出削減により捻出するか税とするか等を地方団体が選択できるようにするとともに、地方税制を複雑化させないよう、標準税率を引き上げる制度とすることを基本とする。

(3) 税制措置の期間

- 税制措置の期間については、国税における留意点に加え、地方税における臨時的な税制措置により確保する規模にも留意する。

(4) 平成 23 年度改正等との関係

- 個人住民税の所得控除等の見直しは、平成 23 年度税制改正事項である。(現在、税制改正法案が国会審議中)。
- 個人住民税均等割及び地方たばこ税の引上げは、平成 23 年度改正等の既に決定された税制改正の方針とは別に、今回、復旧・復興の財源確保の観点から新たに実施することを想定したものである。